



平成20年5月23日

各 位

会社名 株式会社 うかい
代表者名 代表取締役社長 大久保 勇
(コード番号: JASDAQ7621)
問合せ先 執行役員総務部長 荒井 勝秀
電話 (042) 666-3333

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成20年6月26日開催予定の第26回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の招集手続において、経営判断をより機動的、効率的に行うため、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる規定を新設するものであります。(変更案第26条第2項)
- (2) 取締役会規定の条項を新設するものであります。(変更案第32条)
- (3) 社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できる体制を整えるとともに、社外取締役の招聘を容易にするため、社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、本規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第33条)
- (4) 監査役会規定の条項を新設するものであります。(変更案第40条)
- (5) その他、引用条文や用語・表現等の変更および構成の整理等全般にわたり所要の変更を行うとともに条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容 (別紙原稿のとおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会日	平成20年6月26日
定款変更の効力発生日	平成20年6月26日

以上

現 行 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 料理、飲食店の経営。
2. 旅館業。
3. 食料品の仕入れ及び販売。
4. 不動産の賃貸及び管理。
5. 絵画及び美術工芸品の輸出入販売。
6. 美術館の経営並びに美術工芸品の展示場の企画運営。
7. 宝石、時計、貴金属製品、皮革製品及び装身具の輸出入販売。
8. 損害保険の代理店業務。
9. 生命保険の募集に関する業務。
10. 前記各号に付帯する一切の業務。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

変 更 案

第 1 章 総 則

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 料理、飲食店の経営
- (2) 旅館業
- (3) 食料品の仕入れ及び販売
- (4) 不動産の賃貸及び管理
- (5) 絵画及び美術工芸品の輸出入販売
- (6) 美術館の経営並びに美術工芸品の展示場の企画運営
- (7) 宝石、時計、貴金属製品、皮革製品及び装身具の輸出入販売
- (8) 損害保険の代理店業務
- (9) 生命保険の募集に関する業務
- (10) 前記各号に付帯する一切の業務

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株数の不発行)

第10条 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。

(単元未満株式についての権利)

第11条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下、「株主名簿」という。）および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

第2章 株 式

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株数の不発行)

第10条 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。

(単元未満株式についての権利)

第11条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(削 除)

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下、「株主名簿」という。）および株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第13条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に、随時これを招集する。

2. 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載された株主とする。

(招集者および議長)

第16条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。

2. 社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。

(株式取扱規程)

第13条 当会社の株式および新株予約権に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に、随時これを招集する。

(削 除)

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任方法)

第20条 当社の取締役は3名以上12名以内とし、株主総会で選任する。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

2. 社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役の招集手続)

第26条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任方法)

第20条 当社の取締役は12名以内とし、株主総会で選任する。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第26条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに、各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新 設)

(新 設)

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任方法)

- 第 3 2 条 当社の監査役は、3 名以上 4 名以内とし、株主総会で選任する。
2. 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 3 3 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

- 第 3 4 条 監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。

(取締役会規程)

- 第 3 2 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任免除)

- 第 3 3 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任方法)

- 第 3 4 条 当社の監査役は、4 名以内とし、株主総会で選任する。
2. 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 3 5 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

- 第 3 6 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選任する。

(監査役会の招集手続)

第35条 監査役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれを記名押印する。

(新設)

(監査役会の招集手続)

第37条 監査役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(削除)

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第42条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

第1条 この定款は、決議の日より施行する。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第45条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

第1条 この定款は、決議の日より施行する。